

有明海及び橘湾の再生に関する 長崎県計画

平成15年3月

- (平成16年4月16日一部変更)
- (平成17年4月26日一部変更)
- (平成18年4月28日一部変更)
- (平成19年5月2日一部変更)
- (平成20年4月22日一部変更)
- (平成21年4月30日一部変更)
- (平成22年4月30日一部変更)
- (平成23年6月1日一部変更)
- (平成24年6月15日一部変更)
- (平成25年5月31日一部変更)
- (平成26年6月18日一部変更)
- (平成27年5月27日一部変更)
- (平成28年6月16日一部変更)
- (平成29年8月7日一部変更)
- (平成30年8月30日一部変更)
- (令和元年8月1日一部変更)
- (令和2年9月2日一部変更)
- (令和3年12月24日一部変更)
- (令和4年8月30日一部変更)
- (令和5年6月22日一部変更)

長 崎 県

目 次

1	方針	1
(1)	趣旨	1
(2)	目標	1
	有明海及び橘湾の環境の保全及び改善	1
	水産資源の回復等による漁業の振興	1
2	海域環境の保全及び改善並びに 水産資源の回復等による漁業の振興のための施策	2
(1)	水質等の保全	2
	汚濁負荷の総量の削減に資する措置	2
	海域等の直接浄化対策	3
	その他	4
(2)	干潟等の浄化機能の維持及び向上	4
(3)	河川における流況の調整及び土砂の適正な管理	4
(4)	河川、海岸、港湾及び漁港の整備	5
	河川の整備	5
	海岸の整備	5
	港湾の整備	5
	漁港の整備	5
(5)	森林の機能の向上	5
(6)	漁場の生産力の増進	6
	たい積物の除去、覆土、耕うん等	6
	海浜の清掃	6
(7)	水産動植物の増殖及び養殖の推進	6
	増殖の推進	6
	養殖の推進	7
	漁場の施設の整備	7
(8)	有害動植物の駆除	8
	ナルトビエイ等による貝類の食害防止とその駆除	8
	藻類養殖や藻場におけるアイゴ等の食害防止とその駆除	8
	その他有用水産資源の維持・保全や漁業生産活動等に 悪影響を与える動植物の駆除	8
(9)	その他の重要事項	8
	海域の環境の保全及び改善に関する事項	8
	共同利用施設の整備	9
	生活環境の整備	9

漁港における遊漁船等の対策	9
赤潮等による漁業被害に係る支援等	9
県計画達成のための配慮	9
有明海及び橘湾の海域環境の保全及び改善に関する知識の普及と情報開示	1 0
3 . 海域環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を推進するための事業の実施	1 0
(1) 下水道、浄化槽、その他排水処理施設の整備に関する事業	1 0
(2) 海域の環境の保全及び改善に関する事業	1 0
(3) 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業	1 0
(4) 漁場の保全及び整備に関する事業	1 0
(5) 漁業関連施設の整備に関する事業	1 0
(6) その他の事業	1 0
4 . 調査研究に関する事項	1 0
(1) 調査研究の実施	1 1
藻場・干潟の機能や保全方法に関する調査・研究	1 1
有用魚介類の資源調査	1 1
有用水産資源の種苗生産技術の開発	1 1
有用水産資源の種苗放流技術の開発	1 1
新たな増養殖の技術開発	1 1
赤潮、貧酸素水塊等の発生機構等に関する調査研究	1 1
赤潮の防除及び予察技術の開発	1 2
有害動物の利用方法の開発	1 2
その他有明海及び橘湾の再生のために必要な調査・研究	1 2
(2) 調査研究体制の整備等	1 2
調査研究体制の整備	1 2
研究開発の推進と成果の普及	1 2
研究者の養成等	1 2

本計画は、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項に基づき、有明海や橘湾（及び八代海）の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し、国が定めた基本方針を踏まえて、本県において実施すべき施策について定めたものである。

1 方針

(1) 趣旨

有明海及び橘湾は、地域固有の生物が多数生息するなど貴重な生態系を育む一方、これまで多くの水産物を産出し、広く国民に供給してきた。

しかしながら、底質の泥化や有機物のたい積等海域の環境が悪化し、赤潮の増加や貧酸素水塊の発生等が見られる中で、二枚貝をはじめとする漁業資源の悪化が進み、海面漁業生産は減少を続けている。このような状況を背景に「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が平成14年11月29日に公布、施行された。さらに平成23年8月12日には、橘湾を対象海域とすることや赤潮被害者への被害救済対策等の強化などの改正が行われた。

本県としては、貴重な国民的財産である有明海及び橘湾の特徴的な生物生態系を保全し、併せて本海域の漁業生産力を高め、将来にわたりその恵沢を享受していくため、陸域を起源とする環境負荷の削減をはじめとした海域環境の保全及び改善のために実施すべき施策と、水産資源の回復等による漁業の振興のために実施すべき施策を、国や関係県、関係市と連携し、漁業者、地域住民をはじめとする関係者の協力の下で、この計画に基づき実施することにより、有明海及び橘湾の再生を着実に推進していくこととする。

(2) 目標

有明海及び橘湾の環境の保全及び改善

水質環境基準の達成・維持を目標とする。さらに、赤潮の発生及び貧酸素水塊の発生を抑制し、底生生物を含めた多様な生態系の回復を図るとともに、水質浄化機能を有し、生物の生息・生育地として重要な干潟等が現状よりできるだけ減少することがないように保全され、また必要に応じその修復・造成を図ることを目標とする。

水産資源の回復等による漁業の振興

ノリをはじめとする養殖業、採貝をはじめとする海面漁業及び有明海及び橘湾特産種等の生産がそれぞれ持続的に行われることを目標とする。

ノリ養殖、魚類養殖等については、漁場の収容力を適正に利用して安定

的・持続的な生産を可能にすることを目標とする。

採貝等の海面漁業については、生産量の減少の原因究明に努めるとともに、資源量や生産量の増加が確認されている魚介類については、持続的な利用に向け生産量を回復させること、その他の魚介類については、生産量を回復方向に転じさせることを目標とする。

有明海及び橘湾特産種等については、地域の食文化としても重要であり、適切に保存・管理がなされることを目標とする。

2 海域環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興のための施策

(1) 水質等の保全

有明海及び橘湾では、化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)及び全燐(T-P)について、一部環境基準を超過している地点が見られる。よって、海域の富栄養化未然防止の観点から汚濁負荷量削減のための施策を講じる必要がある。

汚濁負荷の総量の削減に資する措置

生活排水対策、工場・事業場排水対策、農業・畜産業排水対策等各種対策の実効性を確保するため、汚濁負荷量(化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量)を定量的に把握するとともに、次の対策を講じるものとする。また、汚濁負荷の実態を踏まえ、新たな総量削減方策を検討する。

・生活排水対策

生活排水による汚濁負荷量削減のため、長崎県の汚水処理構想に基づき、下水道、農・漁業集落排水及び浄化槽等の生活排水処理施設の整備を促進する。また、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域においては、同法に基づく「生活排水対策推進計画」による生活排水対策を推進する。

なお、下水道については、有明海流域別下水道整備総合計画をもとに窒素及び燐を削減するため、高度処理施設の設置についても検討する。

・工場・事業場排水対策

水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場排水規制を行う。また、水質汚濁防止法の規制を受けない小規模の事業場に対しては、必要に応じ、適正な排水方法について指導を行う。

・農業・畜産業対策

水管理や水質汚濁防止の観点から、浅水代かきやカバープランツ栽培などによる土壌・濁水の流失防止対策の実施、県施肥基準に則した作物栽培、土壌分析に基づく適正施肥を推進するとともに、ほ場の勾配修正など水質保全に資する農業生産基盤を整備することにより、農業における汚濁負荷の低減を図る。

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜ふん尿処理施設の適正管理を徹底するとともに、生産される堆肥を土づくりに有効利用できるよう、良質堆肥の生産や広域流通を推進する。

・養殖漁場対策

養殖漁場からの汚濁負荷削減については、持続的養殖生産確保法に基づき、養殖業において飼料の改善を進め、環境への負荷の大きい生餌から負荷の小さい配合飼料への転換を一層進めるとともに、給餌の量及びその質、放養密度や施設配置の適正化等を推進する。また、ノリ養殖に使用される酸処理剤の適正利用を徹底する。

・その他の対策

河川を通じて流入する汚濁負荷量の削減を図るため、必要に応じ河川における浄化対策に努めるものとする。

海域等の直接浄化対策

・漂流物の除去、海岸漂着物の処理等

海上に漂流し、又は海浜に漂着するごみ及び油、海底に存するごみ等について、有明海において、国は調査観測兼清掃船等による漂流ごみの回収を行うほか、県は有明海クリーンアップ事業により漁業者による海面の清掃を行うとともに、海面、海浜における投棄に対する取締りの強化、海浜清掃の実施を図る。あわせて、住民等への広報活動の実施、清掃活動への住民参加の推進等を通じ、海面・海浜の美化意識の向上に努める。

また、長崎県海岸漂着物対策推進計画に基づき、関係者の適切な役割分担と幅広い連携・協力の下で、その円滑な処理と効果的な発生抑制対策を行うとともに、近年頻発する豪雨等に伴い発生する漂流・漂着ごみの円滑かつ迅速な処理を推進する。

さらに、地元自治体や流域住民との連携を図りつつ、海域に流入する河川等における清掃・美化活動の実施と住民の美化意識の向上にも努める。

・覆土・しゅんせつ等による底質の改善

汚泥等が堆積している海底においては、底泥からの栄養塩類等の溶出、貧酸素水塊の形成を抑制するため、必要に応じて覆土、しゅんせつ、海底耕うん等の対策を行う。

・海底に堆積したごみ等の除去

ごみ等が堆積している海底においては、刺し網等漁具の損傷、ごみの入網による漁業操業の支障、漁獲物の損傷による商品価値の低下等を防止するため、必要に応じ堆積物の除去を行う。また、漁業者が操業時に回収したごみの持ち帰りを促進するため、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金を活用するなど県及び市町が連携し、その処理を推進する。

その他

・有害化学物質等の規制

揮発性有機化合物、ダイオキシン類等有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、排出量の把握・管理を促進するとともに、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき規制を行う。

・水質等の監視測定

公共用水域の水質汚濁の状況を把握するため、調査観測兼清掃船の活用など国等との連携を強化しつつ、長崎県公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づく定期的な水質環境監視等を実施する。

なお、公共用水域常時監視(水質調査)の結果については、各県(福岡県、佐賀県、熊本県)と連携して、速報値として公表する。

(2) 干潟等の浄化機能の維持及び向上

干潟等はアサリ漁場としての機能を有するものもあり、その造成及び保全を推進し、海域の浄化機能の維持及び向上、良好な生態系の保全に努めるとともに、藻場・干潟等の分布状況を把握し、藻場・干潟の消失等の状況に応じた適切な修復・回復による生態系の回復を図る。

(3) 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理

主要河川については、定期的な流況の把握に努めるとともに、海域環境の保全及び改善を図るためにダム貯留水を利用して、当該ダムの目的及び管理に支障のない範囲内において、河川の流況の調整を図る。また、

土砂移動の実態を踏まえ、各河川及び地域の実情に応じた総合的な土砂管理の方策について検討する。

(4) 河川、海岸、港湾及び漁港の整備

河川の整備

有明海及び橘湾に流入する河川においては、長崎県公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき定期的に水質調査を行うとともに、状況に応じ、河川の自然浄化機能の維持・保全を目指し、生態系に配慮した河川整備を推進する。

海岸の整備

有明海及び橘湾が貴重な自然環境を有し、多様な生物の生息、生育の場でもあることから、海岸の利用及び海岸環境の保全に十分配慮しつつ施設整備に努める。

港湾の整備

港湾及び海域の環境の保全及び改善を図るため、汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業及び緑地の整備等を推進する。また、港湾環境の保全及び改善が図られるよう配慮しつつ、港湾施設の整備に努める。

漁港の整備

漁港と漁場を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、流通・加工までの一貫した水産物供給システムの基盤としてとらえ、大きな潮位差等の地域特性への配慮に加え周辺環境との調和を図りつつ、漁業活動の円滑化、就労環境・衛生環境の改善等を図るため、漁港施設等の整備、泊地・航路の水深の確保等を推進する。

また、有明海及び橘湾に面する漁港及び海域の環境の保全及び改善を図るため、汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業を推進する。

(5) 森林の機能の向上

森林を健全に保つことは、海域への土砂の流入防止や汚濁負荷の緩和、有用な栄養塩類の供給などの観点から重要であり、水源かん養や土砂流出の防止、漁場保全などこれら森林の持つ機能の持続的な発揮を図るために、除間伐等の森林の整備や保安林等の適切な保全、荒廃地の復旧整備などの治山対策を推進する。

さらに、将来にわたり、森林の機能が十分に発揮される環境づくりのため

ボランティアをはじめとした地域住民、NPO等の参加による県民参加の森林づくり活動を推進する。

(6) 漁場の生産力の増進

たい積物の除去、覆土、耕うん等

・作漥、耕うん、覆砂等

アサリ漁場等の海水交流を促進し漁場環境を改善するための作漥や、底生生物の生息に適した海底に改善するための海底耕うんや覆砂、貧酸素水塊を解消するための潮流の促進(導流堤、潮流制御ブロック、漥すじの整備)等による漁場環境の改善により水産資源の増大を図る。

・藻場、干潟の造成

魚介類の産卵場や幼稚子の成育場として重要な藻場・干潟等の機能の回復及び保全を図るため、漁業者を中心とした母藻の供給、食害動物の防除及び駆除等の保全活動を支援するとともに、着定基質の設置、人工海藻の投入などを実施する。

干潟は、海水の浄化や保育場として重要であるとされており、その機能と保全手法につきさらに調査・研究を進めつつ、覆砂等による保全及び造成に努める。

・漁場の管理

貝類漁場におけるエイや藻場におけるガンガゼ等による食害防止対策などを講じる。

海浜の清掃

海浜に集積する流木や、空き缶、プラスチック等の生活廃棄物等を長崎県海岸漂着物対策推進計画に基づきボランティア等の協力も得ながら除去・回収し、漁場環境の保全を図る。

(7) 水産動植物の増殖及び養殖の推進

増殖の推進

・クルマエビ、ガザミ等の種苗放流

クルマエビ、ガザミ、トラフグは、有明海及び橘湾に分布する重要な資源であることから、4県(福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県)連携による共同放流を推進し資源の増大を図る。

また、ホシガレイ、ヒラメ等については放流技術等を開発する。

・二枚貝類等増殖の推進

国、関係県等と協調し、二枚貝類の増殖技術の開発、実証に取り組む。特にアサリ、タイラギでは母貝生息適地の保全・再生等により、広域的な母貝集団ネットワークの形成を図る。

・産卵施設の設置

イイダコ、コウイカ等の産卵施設を設置し、資源の増大を推進する。

・資源管理の推進

国が関係4県(福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県)や関係漁業者と連携してガザミやトラフグの広域資源管理方針に基づき、休漁期間の設定、小型魚の保護等による資源回復の取組や、地元漁協による特産魚(カサゴ等)の採捕禁止期間・区域の設定等による資源管理の取組等を推進することにより、資源の適切な管理と増大を図る。

養殖の推進

・環境に配慮した適正な漁場の使用

魚類、介類、藻類の養殖について持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画に沿った適正な漁場行使や養殖技術の指導、ノリ養殖における酸処理剤の適正使用を徹底する。

・安定的な養殖の経営

共同利用施設の整備や収益性向上のための取組等を通じて、生産と経営の安定を図る。また、マサバ、シングルシードマガキ、ヒジキ等新たな養殖種の導入や、現在、養殖等に活用されていない海面におけるアサリの垂下式・網袋式養殖など、有明海及び橘湾の海域特性に応じた養殖技術の開発と導入を推進する。さらに、アワビ養殖やクルマエビ養殖等の安定的な生産を図る。

・赤潮の防除及び予察技術の開発等

赤潮原因プランクトンの特性等に基づく動態予察技術を開発するとともに、漁業被害をもたらす有害プランクトン(シャットネラ等)の防除技術を開発し、被害の軽減を図る。

漁場の施設の整備

・増殖場等の設置

マダイやヒラメ、イサキ、ハタ類、タチウオ、イカ類等を対象とした増殖場や魚礁の整備を積極的に行う。

・貝類増殖場の造成

漁獲量が激減しているタイラギの生産量の増大とアサリの安定生産を図るため、覆砂等により増殖場を造成する。

(8) 有害動植物の駆除

ナルトビエイ等による貝類の食害防止とその駆除

ナルトビエイ等によるタイラギをはじめとする貝類の食害が発生しており、これらの有害動物について関係県と連携しつつその駆除や防護網等による食害防止対策を講じていく。

藻類養殖や藻場におけるアイゴやガンガゼ等の食害防止とその駆除

このほか、「磯焼け」やワカメ養殖不調の原因としてアイゴやガンガゼ等の食害が指摘されており、ワカメ生産の安定や、藻場の回復、保全を図る観点からアイゴ等による食害の防止対策のほか、その駆除及び加工原料としての研究開発等を図る。

その他有用水産資源の維持・保全や漁業生産活動等に悪影響を与える動植物の駆除

上記のほか、有用水産資源への食害、異常発生に伴う大量入網による漁業操業への支障や漁場環境の悪化などの悪影響を与える有害動植物については、必要に応じ、駆除を行うとともに、その利用促進について検討する。

(9) その他の重要事項

海域の環境の保全及び改善に関する事項

・開発行為に当たっての配慮

環境影響評価法(平成9年6月)及び長崎県環境影響評価条例(平成11年10月)の対象事業については、事業者は環境影響評価の実施により、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な環境保全のための措置を検討するものとする。

このほか、開発行為に当たっては水質汚濁防止法、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例等の関係法令を遵守し、海域環境への影響を極力低減するよう努める。

・自然公園等の保全

法令によって指定された地域には、雲仙天草国立公園、多良岳県立公園、野母半島県立公園及び島原半島県立公園に指定された地域があり、特に自然公園の保全、整備については、関係法令に基づく規制の徹底と管理の充実に努める。また、希少な野生生物が生息、生育するなど優れた自然環境を有する地域についても、その環境の適正な保全に努める。

・海砂利採取に当たっての配慮

現在、有明海及び橘湾における海砂利採取の計画はないが、今後、申請があった場合には、その許認可に当たって、砂利採取法、長崎県海域管理条例を遵守し、水産資源の保護と自然環境の保全に配慮した秩序ある採取が行われるように指導する。

共同利用施設の整備

効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため、関係地域の意向や事業効果等を勘案しつつ、作業保管施設や荷さばき施設等の漁業生産活動及び流通の合理化等を支援する共同利用施設の整備を推進する。

生活環境の整備

豊かで住みよい漁村を形成し、都市と漁村の共生・対流を促進していくため、漁村における立ち後れた生活環境の整備を推進する。

漁港における遊漁船等の対策

円滑な漁業生産活動と漁港の適正な利用を確保するため、漁港において漁船と遊漁船等を分離収容するための施設の整備等を推進する。

赤潮等による漁業被害等に係る支援等

赤潮等による漁業被害等が発生した場合においては、経営に影響を受ける水産業者その他の関係事業者に対し、必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるとともに、代替となる養殖漁場等の施設の整備、赤潮の除去に係る措置の実施等に対する支援その他赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、赤潮等による漁業被害の軽減を図るため、養殖業者等に対し、漁業共済への加入促進に努める。

さらに、赤潮等により甚大な被害を受けた漁業者等に対する国の救済が講じられる場合には、必要に応じ、関係市等とも連携し、国に協力する。

県計画達成のための配慮

海域環境の保全と漁業振興による有明海及び橘湾の再生を着実に推進するため、県庁内に関係部局により構成する推進体制を組織するとともに、本計画に基づく施策については、所要の財源の確保等に務め、その積極的な推進を図るものとする。また、必要に応じ国や他県、関係市等との密接な連携を図るとともに、施策の効果的な実施に務める。

有明海及び橘湾の海域環境の保全及び改善に関する知識の普及と情報開示

汚濁負荷の削減等による海域環境の保全及び改善を推進する上で、地域住民等の理解が重要であるため、県、関係市及び関係漁協は、地域住民等に環境保全及び改善に関する知識の普及に努めるものとする。

また、県計画に基づく各種施策の実施に際しては、透明性を確保することとし、その実施状況、効果等を適切に把握・評価するとともに、各種の啓発普及活動を通じて周知を図る。

3. 海域環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を推進するための事業の実施

有明海及び橘湾の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を推進するために、平成14年度以降実施し、又は実施を予定している主な事業は以下のとおりである。

なお、今後、財政状況や事業の実施状況をみながら、事業の内容や採択の可否も含めてさらに検討し、必要に応じて見直すものとする。

(1) 下水道、浄化槽、その他排水処理施設の整備に関する事業

別表1に掲げる事業。

(2) 海域の環境の保全及び改善に関する事業

別表2に掲げる事業。

(3) 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

別表3に掲げる事業。

(4) 漁場の保全及び整備に関する事業

別表4に掲げる事業。

(5) 漁業関連施設の整備に関する事業

別表5に掲げる事業。

(6) その他の事業

別表6に掲げる事業。

4. 調査研究に関する事項

有明海及び橘湾の再生を着実にかつ効果的に進めていくためには、環境

悪化や漁業不振の原因を解明し、科学的知見に基づき、各種施策を適切に推進していく必要がある。このため、海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るための調査研究に努めるものとする。

(1) 調査研究の実施

本県公設試験研究機関を中心に、国、独立行政法人、大学、関係県の調査研究機関等と連携しつつ、法第18条に規定する「干潟と海域の環境との関係に関する調査研究」、「有明海及び橘湾に流入する水の汚濁負荷量と海域の環境との関係に関する調査研究」など各種調査及び研究を推進していくほか、「2. 海域環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策」に掲げる各項目の推進に関し、海域の特性を十分に踏まえつつ、以下の調査・研究を行う。

藻場・干潟の機能や保全方法に関する調査・研究

藻場については、環境変化に対応した藻場の造成や保全技術の開発などを進め、地域の取組に対して技術支援等を行う。

干潟については、有明海に適した保全のための手法(アサリなどによる生物的手法等)の研究、開発を行う。

有用魚介類の資源調査

有用魚介類の増殖を行うために必要な資源調査(分布域、分布量など)を行う。

有用水産資源の種苗生産技術の開発

有用水産資源について種苗生産技術の開発を行い、種苗生産機関・業者に技術を移転する。

有用水産資源の種苗放流技術の開発

有用水産資源(クルマエビ類、ヒラメ、トラフグ、ガザミ、ホシガレイ等)の放流適地、適正サイズ及び放流効果等の解明により、最適放流手法の開発を行う。

新たな増養殖の技術開発

海域特性に応じたカキやヒジキの養殖技術の開発を行うとともに、タイラギの増養殖(干潟の活用等)技術の研究・開発を行う。

赤潮、貧酸素水塊等の発生機構等に関する調査研究

赤潮の原因となる有害プランクトン等の特性に関する調査研究を進めるとともに、赤潮や貧酸素水塊の発生状況を調査し、その発生機構に関する調査研究を推進する。

赤潮の防除及び予察技術の開発

赤潮原因プランクトンの特性等に基づく動態予察技術を開発するとともに、漁業被害をもたらす有害プランクトン(シャットネラ等)の防除技術を開発する。

有害動物の利用方法の開発

ワカメ等藻類の食害種であるアイゴや有用貝類の食害種であるナルトビエイなどについて、地元要望を踏まえ、その利用加工に対する技術支援を行う。

その他有明海及び橘湾の再生のために必要な調査・研究

以上に掲げるもののほか、有明海及び橘湾の再生のために必要な調査・研究を行う。

(2) 調査研究体制の整備等

調査研究体制の整備

有明海及び橘湾の再生にかかる総合的な調査研究を円滑に実施していくために、漁業者等との連携を進めるとともに、国、独立行政法人、関係県、市及び大学等の調査研究機関との連携・協力を強化する。

また、研究成果等の情報交換を円滑に実施するため、国や関係県等の情報ネットワーク及びデータベースの構築に積極的に参画する。

研究開発の推進と成果の普及

調査研究の成果等のデータベースを活用し、情報の共有化、情報収集の効率化を図り、共同研究を積極的に行うことにより、研究開発の高度化・効率化を推進する。

また、ホームページや研修会などを活用し、調査情報の迅速な提供や研究成果の普及を図る。

研究者の養成等

研究者の調査研究能力の向上を図ることを目的に、研修やシンポジウム等の活用を図り、人材育成に努めるものとする。

別表 1 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
長崎市公共下水道事業 (東部処理区)	(全体計画) 計画面積 (986) 951 ha 計画人口 (34,930) 34,060 人 計画汚水量 (11,900) 11,600 m ³ /日	長崎市	長崎市	(S59~R8) S59~R18	国土交通省
長崎市特定環境保全公共 下水道事業(脇岬処理区)	(全体計画) 計画面積 92 ha 計画人口 2,380 人 計画汚水量 900 m ³ /日	長崎市 脇岬町	長崎市	(H10~R8) H10~R18	国土交通省
諫早市特定環境保全公共 下水道事業(田結処理区)	(全体計画) 計画面積 68 ha 計画人口 1,200 人 計画汚水量 660 m ³ /日	諫早市 飯盛町	諫早市	H15~H27	国土交通省
諫早市特定環境保全公共 下水道事業(飯盛処理区)	(全体計画) 計画面積 127 ha 計画人口 3,700 人 計画汚水量 1,570 m ³ /日	諫早市 飯盛町	諫早市	H23~R10	国土交通省
雲仙市公共下水道事業 (千々石処理区)	(全体計画) 計画面積 164 ha (7,950) 計画人口 3,800 人 (1,800) 計画汚水量 1,770 m ³ /日	雲仙市 千々石町	雲仙市	(H7~R2) H7~R8	国土交通省
諫早市公共下水道事業 (諫早湾処理区)	(全体計画) 計画面積 1,250 ha 計画人口 41,300 人 計画汚水量 22,718 m ³ /日	諫早市	諫早市	S57~R12	国土交通省
諫早市特定環境保全公共 下水道事業(高来処理区)	(全体計画) 計画面積 285 ha 計画人口 7,300 人 計画汚水量 2,520 m ³ /日	諫早市 高来町	諫早市	H9~R4	国土交通省
諫早市特定環境保全公共 下水道事業(小長井処理 区)	(全体計画) 計画面積 166 ha 計画人口 2,740 人 計画汚水量 1,170 m ³ /日	諫早市 小長井町	諫早市	H8~H27	国土交通省
雲仙市公共下水道事業 (瑞穂処理区)	(全体計画) 計画面積 117 ha (4,760) 計画人口 3,400 人 (1,930) 計画汚水量 1,860 m ³ /日	雲仙市瑞穂町	雲仙市	(H13~R2) H13~R8	国土交通省

別表 1 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
雲仙市公共下水道事業 (吾妻処理区)	(全体計画) 計画面積 273 ha (5,200) 計画人口 4,900 人 (1,950) 計画汚水量 1,770 m ³ /日	雲仙市吾妻町	雲仙市	(H11～R2) H11～R8	国土交通省
南島原市公共下水道事業 (口之津処理区)	(全体計画) 計画面積 181 ha 計画人口 (4,600) 4,000 人 計画汚水量 (2,000) 1,600 m ³ /日	南島原市 口之津町	南島原市	(H8～R4) H8～R9	国土交通省
南島原市特定環境保全公 共下水道事業 (南有馬処理区)	(全体計画) 計画面積 57 ha 計画人口 (1,600) 1,400 人 計画汚水量 (700) 530 m ³ /日	南島原市 南有馬町	南島原市	(H14～R4) H14～R9	国土交通省
雲仙市公共下水道事業 (雲仙処理区)	(全体計画) 計画面積 57 ha (4,800) 計画人口 500 人 (3,860) 計画汚水量 3,180 m ³ /日	雲仙市 小浜町	雲仙市	(S51～R2) S51～R8	国土交通省
浄化槽設置整備事業	(令和3年度(計画)) 令和4年度(計画) 計画整備基数 (775) 595 基 (2,750) 計画処理人口 1,946 人	長崎市 島原市 諫早市 雲仙市 南島原市	長崎市 島原市 諫早市 雲仙市 南島原市	H14～	環境省
浄化槽市町村整備推進 事業	設置基数 97基 高度処理型 計画処理人口 321 人	諫早市高来町	諫早市	H16～H19	環境省
浄化槽市町村整備推進 事業	設置基数 513基 高度処理型 計画処理人口 1,937 人	雲仙市瑞穂町、 吾妻町	雲仙市	H17～H26	環境省
小規模排水処理施設整備 事業	管路 1,824 m 中継ポンプ 2 基 高度合併処理槽 1 基	雲仙市愛野町 (重尾地区)	雲仙市	H15	総務省
小規模排水処理施設整備 事業	管路 1,006 m 中継ポンプ 3 基 高度合併処理槽 1 基	雲仙市愛野町 (野平地区)	雲仙市	H15	総務省
農業集落排水緊急整備事 業	管路 L= 17,601 m 処理施設 N= 1 式 計画人口 N= 2,330 人	諫早市 (長田東部地区)	諫早市	(H11～H15) H11～H14	農林水産省
農業集落排水事業	管路 L= 13,631 m 処理施設 N= 1 式 計画人口 N= 1,110 人	南島原市西有家 町(慈恩寺・見岳 地区)	南島原市	H11～H15	農林水産省
農業集落排水事業	管路 L= 41,679 m 処理施設 N= - 式 計画人口 N= 2,850 人	諫早市 (本野地区)	諫早市	H14～H19	農林水産省
農業集落排水事業	管路 L= 10,288 m 処理施設 N= 1 式 計画人口 N= 810 人	諫早市小長井町 (遠竹地区)	諫早市	H14～H19	農林水産省

別表 1 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
農業集落排水事業	管路 L= 10,578 m 処理施設 N= - 式 計画人口 N= 660 人	諫早市小長井町 (田原地区)	諫早市	H15 ~ H19	農林水産省
農業集落排水事業	管路 L= 6,261 m 処理施設 N= - 式 計画人口 N= 650 人	長崎市 (太田尾地区)	長崎市	H8 ~ H13	農林水産省
農業集落排水事業	管路 L= 9,522 m 処理施設 N= - 式 計画人口 N= 2,070 人	諫早市 (赤崎・黒崎地区)	諫早市	H8 ~ H12	農林水産省
農業集落排水事業	管路 L= 20,870 m 処理施設 N= - 式 計画人口 N= 2,230 人	諫早市 (本明・目代地区)	諫早市	(H9 ~ H15) H9 ~ H13	農林水産省
農業集落排水事業	管路 L= 8,636 m 処理施設 N= - 式 計画人口 N= 910 人	諫早市 (山口地区)	諫早市	H10 ~ H14	農林水産省
農業集落排水事業	管路 L= 6,113 m 処理施設 N= - 式 計画人口 N= 410 人	諫早市 (古場地区)	諫早市	H15 ~ H19	農林水産省
農業集落排水事業	(21,602) 管路 L= 22,576 m 処理施設 N= - 式 計画人口 N= 2,700 人	雲仙市愛野町 (愛野東部地区)	雲仙市	(H7 ~ H13) H8 ~ H13	農林水産省
農業集落排水事業	(12,415) 管路 L= 13,514 m 処理施設 N= - 式 計画人口 N= (3,880) 3,830 人	雲仙市愛野町 (愛野西部地区)	雲仙市	H7 ~ H13	農林水産省
汚水処理施設整備交付金 (農業集落排水施設)	管路 L= 21,068 m 処理施設 N= - 式 計画人口 N= 2,500 人	諫早市 (小野島川内・宗方地区)	諫早市	H17 ~ H22	農林水産省
遠隔監視等を活用した高度処理促進事業	計画戸数7地区 2,194 戸 計画人口 9,720 人	諫早市	諫早市	H18 ~ H21	農林水産省
大江地区漁村再生交付金	計画処理区域面積 15 ha その他緑地等整備 A= 8,500 m ² 計画人口 450 人	南島原市	南島原市	H8 ~ H23	水産庁
漁業集落環境整備事業	管路 L= 11,958 m 処理施設 N= 1 式 計画人口 N= 2,800 人	諫早市 (有喜・松里地区)	諫早市	H24 ~ H31	水産庁
漁業集落環境整備事業	機能保全計画策定 N= 1 式	長崎市 (野母地区)	長崎市	H24 ~ H31	水産庁
漁業集落環境整備事業	機能保全計画策定 N= 1 式	長崎市 (樺島地区)	長崎市	H24 ~ H31	水産庁

(注) 上段の括弧書きは、変更前の当初計画等を表す。

別表 2 海域の環境の保全及び改善に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間(予定)	所管省庁
海洋環境整備事業	調査観測兼清掃船による浮遊ごみ回収及び環境調査 (事業対象海域 3,728Km ²)	有明海等海域	国	H14~	国土交通省

(注) 上段の括弧書きは、変更前の当初計画等を表す。

別表 3 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
河川改修事業	本明川等において、状況に応じ、河川の自然浄化機能の維持・保全を目指し、生態系に配慮した河川整備を実施。	本明川等	国土交通省 長崎県		国土交通省
深江地区地域水産物供給基盤整備事業	護岸(A) L= 130 m 護岸(B) L= 47 m 護岸(c) L= 60 m 沖防波堤 L= 50 m 沖防波堤(改良) L= 96 m 内防波堤 L= 20 m -2m泊地 1 式 -2.5m泊地 A= 8,000 m ² -2.5m物揚場 L= 145 m 船揚場 L= 30 m -2.5m物揚場(改良) L= 390 m 浮棧橋 1 基 道路(A) L= 360 m 道路B L= 300 m 用地(A) A= 6,000 m ²	南島原市 深江町	南島原市	H13～H25	水産庁
有家地区地域水産物供給基盤整備事業	突堤 L= 155 m L= 270 m - 2.0m物揚場(改良)	南島原市有家町	長崎県	H13～H17	水産庁
布津地区地域水産物供給基盤整備事業	防波堤(改良) L= 130 m 船揚場 L= 30 m	南島原市布津町	南島原市	H13～H19	水産庁
布津地区地域水産物供給基盤整備事業	沖防波堤 L= 92 m D防波堤(改良) L= 50 m 護岸(改良) L= 80 m -3.0m航路 A= 7900 m ² -1.5m物揚場(A) L= 92 m -1.5m物揚場(B) L= 60 m -2.0m物揚場(改良) L= 65 m 浮棧橋 1 基	南島原市布津町	南島原市	H22～H31	水産庁
松尾漁港海岸保全施設整備事業	護岸(改良) L= 259 m	島原市 有明町	島原市	H23～H26	水産庁
三会漁港海岸保全施設整備事業	護岸(改良) L= 748 m	島原市	島原市	H23～H30	水産庁
木指漁港海岸保全施設整備事業	護岸(改良) L= 1,155 m	雲仙市 小浜町	雲仙市	H21～H26	水産庁
大江地区漁村再生交付金	用地舗装 A= 700 m ² 集落道 L= 280 m 排水管路 L= 140 m 中継ポンプ 1 式 排水処理施設 1 式 遊歩道・緑地 A= 1700 m ² 多目的広場 A= 6600 m ² 駐車場 A= 200 m ² 稚魚放流 1 式	南島原市南有馬町	南島原市	H18～H23	水産庁
南有馬地区地域水産物供給基盤整備事業	防波堤(改良) L= 180 m 道路 L= 714 m	南島原市 南有馬町	南島原市	H13～H16	水産庁
早崎地区漁港漁場機能高度化事業	防波堤 L= 80 m - 2.0m物揚場 L= 40 m 道路 L= 110 m	南島原市口之津町	南島原市	H14～H15	水産庁
大正地区漁村再生交付金	- 1.0m航路 A= 5,248 m ² - 2.0m泊地 A= 10,262 m ² 沖防波堤 L= 26.5 m	雲仙市 瑞穂町	雲仙市	H17～H18	水産庁
戸石地区漁村再生交付金	浮棧橋 1 基	長崎市 戸石町	長崎市	H27～H29	水産庁
加津佐地区漁村再生交付金	-2.0m物揚場(A)(改良) L= 50 m 浮棧橋 N= 1 基 浮棧橋(改良) N= 1 基	南島原市 加津佐町	長崎県	H29～R2	水産庁

別表 3 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
貝崎地区漁村再生交付金事業	(貝崎漁港) 沖防波堤 L= 20 m 貝崎B防波堤 L= 80 m 突堤 L= 40 m 貝崎漁港物揚場 L= 180 m	南島原市	南島原市	R4 ~ R8	水産庁
深江地区水産物供給基盤機能保全事業	(深江漁港) 機能保全調査 1 式 護岸(1) L= 77.6 m 船津泊地(1) A= (1,200) m ² 3,450	南島原市 深江町	南島原市	H24、H26、H28、 H30 ~ R2	水産庁
布津地区水産物供給基盤機能保全事業	(布津漁港) 機能保全調査 1 式 (貝崎漁港) 機能保全調査 1 式	南島原市 布津町	南島原市	H24、H28	水産庁
南有馬地区水産物供給基盤機能保全事業	(南有馬漁港) 機能保全調査 1 式 西防波堤 L= 170 m 防波堤 L= 180 m A泊地 A= 11,900 m ² 浦田泊地 A= 9,045 m ²	南島原市 南有馬町	南島原市	H24 ~ H25、H28、 H31 ~ R4	水産庁
野母地区水産物供給基盤機能保全事業	(野母漁港) - 1.0m物揚場 L= 80 m O護岸 L= 124 m	長崎市 野母町	長崎県	H26 ~ H27、H 31	水産庁
榊島地区水産物供給基盤機能保全事業	(榊島漁港) 機能保全調査 1 式 臨港道路(A) L= 790 m 道路 L= 280 m 臨港道路(B) L= 1,010 m 臨港道路(C) L= 425 m 臨港道路 L= 127 m 西防波堤 L= 160 m 西防橋 L= 20 m 浮棧橋 L= 50 m	長崎市 野母崎榊島町	長崎県	H20、H28、H31	水産庁
有喜地区水産物供給基盤機能保全事業	(有喜漁港) 機能保全調査 1 式 防波堤(B) L= 72 m 物揚場(C) L= 70 m 臨港道路(A) L= 150 m 物揚場(F) L= 110 m 航路(-3.5m) L= 2,708 m ²	諫早市 有喜町	長崎県	(H26、H30、 H31) H26、H30、 H31、R3 ~ R6	水産庁
猛島地区水産物供給基盤機能保全事業	(猛島漁港) 機能保全調査 1 式 ±0m航路 1 式 ±0m泊地 1 式	島原市 宮の町	島原市	H25、H28、H30 ~ H31	水産庁
加津佐地区水産物供給基盤機能保全事業	(加津佐漁港) 機能保全調査 1 式 物揚場A(-2m) L= 150 m 物揚場B(-1m) L= 60 m 物揚場C(-1m) L= 100 m 取付護岸A L= 20 m 護岸 L= 9 m 船揚場 L= 20 m	南島原市 加津佐町	長崎県	H26 ~ H29、R5	水産庁
たちばな地区水産物供給基盤機能保全事業	(たちばな漁港) 機能保全調査 1 式 戸石物揚場 1 式 臨港道路 1 式 戸石泊地 1 式	長崎市 戸石町	長崎市	H24、H27 ~ H29、H31 ~ R2	水産庁
為石地区水産物供給基盤機能保全事業	(為石漁港) 機能保全調査 1 式 -1.5m泊地 A= 11,445 m ² -2.5m泊地 A= 16,545 m ²	長崎市 為石町	長崎市	(H24 ~ H25、H 28) H24 ~ 25、H28、 R3 ~ R7	水産庁
大三東地区水産物供給基盤機能保全事業	(大三東漁港) 機能保全調査 1 式 南防波堤 L= 75 m 北防波堤A L= 81 m 管物揚場 L= 64 m 管A物揚場 L= 82.0 m 防砂堤 L= 70 m 泊地 1 式	島原市 有明町	島原市	H24、H27 ~ H 30、R5	水産庁

別表 3 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
湯江地区水産物供給基盤機能保全事業	(湯江漁港) 機能保全調査 1 式 航路 1 式 泊地 1 式	島原市 有明町	島原市	H25、H28、H31	水産庁
三会地区水産物供給基盤機能保全事業	(三会漁港) 機能保全調査 1 式	島原市	島原市	H29	水産庁
久木山地区水産物供給基盤機能保全事業	(久木山漁港) 機能保全調査 1 式	南島原市 口之津町	南島原市	H24、H28	水産庁
早崎地区水産物供給基盤機能保全事業	(早崎漁港) 機能保全調査 1 式	南島原市 口之津町	南島原市	H24、H28	水産庁
有家地区水産物供給基盤機能保全事業	(有家漁港) 機能保全調査 1 式 防波堤(東) L= 265.0 m 航路 A= 14,400 m ² 小川泊地 A= 10,000 m ²	南島原市 有家町	南島原市	H24、H28～H31	水産庁
京泊地区水産物供給基盤機能保全事業	(京泊漁港) 機能保全調査 1 式 東泊地 V= 1,657 m ³ 西泊地 V= 1,694 m ³ 水ノ浦田ノ平泊地 V= 2,411 m ³ 西浜泊地 V= 1,731 m ³ 西浜水ノ浦泊地 V= 425 m ³ 中ノ場泊地 V= 1,628 m ³ 日切泊地 V= 335 m ³ 日切新泊地 V= 86 m ³	雲仙市 南串山町	雲仙市	H28、H31～R3	水産庁
富津・木津地区水産物供給基盤機能保全事業	(富津・木津漁港) 機能保全調査 1 式	雲仙市 小浜町	雲仙市	H28	水産庁
千々石地区水産物供給基盤機能保全事業	(千々石漁港) 機能保全調査 1 式	雲仙市 千々石町	雲仙市	H28	水産庁
飛子・木指地区水産物供給基盤機能保全事業	(飛子・木指漁港) 機能保全調査 1 式 木指泊地 V= 1,050 m ³ 金浜泊地 V= 2,850 m ³ 飛子泊地 V= 2,250 m ³	雲仙市 小浜町	雲仙市	H28、H31～R3	水産庁
大正地区水産物供給基盤機能保全事業	(大正漁港) 機能保全調査 1 式	雲仙市 瑞穂町	雲仙市	H28	水産庁
江ノ浦地区水産物供給基盤機能保全事業	(江ノ浦漁港) 機能保全調査 1 式 -2.0m物揚場(C) 1 式 -2.0m物揚場(D) 1 式 係船護岸(A) 1 式 係船護岸(B) 1 式 係船護岸(C) 1 式	諫早市 飯盛町	諫早市	(H29、H31～R4) H29、H31～R5	水産庁
野母地区漁港施設機能強化事業	(野母漁港) 機能診断 1 式	長崎市 野母町	長崎県	H26～H27	水産庁
樺島地区漁港施設機能強化事業	(樺島漁港) 機能診断 1 式	長崎市 野母崎樺島町	長崎県	H26～H27	水産庁
有喜地区漁港施設機能強化事業	(有喜漁港) 機能診断 1 式	諫早市 有喜町	長崎県	H26～H27	水産庁
京泊地区漁港施設機能強化事業	(京泊漁港) 機能診断 1 式	雲仙市 南串山町	長崎県	H28～H31	水産庁
戸石漁港海岸保全施設整備事業	護岸(改良) L= 260 m	長崎市牧島町	長崎市	H23～R5	水産庁
為石漁港海岸保全施設整備事業	離岸堤 L= 150 m	長崎市為石町	長崎市	H24～R8	水産庁
赤間漁港海岸保全施設整備事業	離岸堤 L= 210 m	雲仙市南串山町	雲仙市	H26～R2	水産庁
(唐比) 江ノ浦漁港海岸保全施設整備事業	護岸(改良) L= 271 m	諫早市森山町	諫早市	H27～H30	水産庁
樺島漁港海岸保全施設整備事業	開口部対策 1 箇所	長崎市 野母崎樺島町	長崎県	H27	水産庁
千々石漁港海岸保全施設整備事業	離岸堤 L= 1,200 m	雲仙市千々石町	雲仙市	R4～R13	水産庁

別表 3 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
榑島漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 長崎市 野母崎榑島町	長崎県	H27	水産庁
有喜漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 諫早市 有喜町	長崎県	H27～H29	水産庁
野母漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 長崎市 野母町	長崎県	H28、H30	水産庁
千千石漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市千々石町	雲仙市	H31	水産庁
飛子漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市南串山町	雲仙市	H31	水産庁
大正漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市瑞穂町	雲仙市	H31	水産庁
富津漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市小浜町	雲仙市	H31	水産庁
木津漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市小浜町	雲仙市	H31	水産庁
龍石漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市南有馬町	南島原市	H31	水産庁
有家漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市有家町	南島原市	H31	水産庁
深江漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市深江町	南島原市	H31	水産庁
赤間漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市南串山町	雲仙市	R2	水産庁
京泊漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市南串山町	雲仙市	R2	水産庁
木指漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市小浜町	雲仙市	R2	水産庁
布津漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市布津町	南島原市	R2	水産庁
貝崎漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市布津町	南島原市	R2	水産庁
南有馬漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市南有馬町	南島原市	R2	水産庁
早崎漁港海岸保全施設整備事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市口ノ津町	南島原市	R2	水産庁
西郷港海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市 (西郷地区)	長崎県	H29	国土交通省
神代港海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市 (神代地区)	長崎県	H29	国土交通省
多比良港海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市 (多比良地区)	長崎県	H29	国土交通省
多比良港海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市 (港町地区)	長崎県	H30	国土交通省
島原港海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 島原市 (三会地区)	長崎県	H28～H29	国土交通省
島原港海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 島原市 (大手浜地区)	長崎県	H28～H30	国土交通省
島原港海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 島原市 (高島地区)	長崎県	H28	国土交通省

別表 3 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
島原港海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 島原市 (船津地区)	長崎県	H28～H30	国土交通省
島原港海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 島原市 (外港地区)	長崎県	H28	国土交通省
堂崎港海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市 (堂崎地区)	長崎県	H28	国土交通省
石田港海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市 (石田地区)	長崎県	H28	国土交通省
須川港海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市 (須川地区)	長崎県	H28	国土交通省
口ノ津港海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市 (大屋地区)	長崎県	H28	国土交通省
口ノ津港海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市 (口ノ津地区)	長崎県	H28	国土交通省
口ノ津港海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市 (大迫地区)	長崎県	H28	国土交通省
平江海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市 (浜の田地区)	長崎県	H28	国土交通省
古部海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市 (道祖崎地区)	長崎県	H28	国土交通省
道祖尾海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市 (道祖崎地区)	長崎県	H28	国土交通省
大正海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市 (大正地区)	長崎県	H28	国土交通省
西郷海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市 (西郷地区)	長崎県	H28～H29	国土交通省
多比良海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 雲仙市 (今出地区)	長崎県	H30	国土交通省
大三東海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 島原市 (大野地区)	長崎県	H27～H28	国土交通省
大三東海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 島原市 (江崎地区)	長崎県	H27～H28	国土交通省
大三東海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 島原市 (半田地区)	長崎県	H27～H28	国土交通省
大三東海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 島原市 (金洗地区)	長崎県	H28	国土交通省
三会海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 島原市 (三会地区)	長崎県	H28	国土交通省
安徳海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 島原市 (秩父ヶ浦地区)	長崎県	H28	国土交通省

別表 3 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁	
安徳海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 島原市 (安徳地区)	長崎県	H28	国土交通省	
坂下海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市 (東高塩地区)	長崎県	H28	国土交通省	
石田海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市 (塩屋地区)	長崎県	H28	国土交通省	
田平海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市 (宮の坂地区)	長崎県	H28	国土交通省	
大江海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市 (大江地区)	長崎県	H28	国土交通省	
吉川海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市 (菖蒲田長浜地区)	長崎県	H28	国土交通省	
吉川海岸堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の策定	1 式 南島原市 (菖蒲田地区)	長崎県	H28	国土交通省	
江ノ浦漁港産地水産業強化支援事業	浚渫	V= 30,000 m ³	諫早市	諫早市	H24	水産庁
有喜漁港生産基盤整備事業	防波堤(A)	L= 20 m	諫早市	(諫早市) 長崎県	H24	水産庁
湯江地区強い水産業づくり交付金	車止め	L= 30 m	島原市	島原市	H29	水産庁
大三東地区強い水産業づくり交付金	車止め	L= 78 m	島原市	島原市	H29	水産庁
猛島地区強い水産業づくり交付金	車止め	L= 119 m	島原市	島原市	H29	水産庁
千々石地区強い水産業づくり交付金	車止め	L= 241 m	雲仙市 千々石町	雲仙市	H26	水産庁
木津地区強い水産業づくり交付金	車止め	L= 201 m	雲仙市 小浜町	雲仙市	H26	水産庁
富津地区強い水産業づくり交付金	車止め	L= 156 m	雲仙市 小浜町	雲仙市	H26 ~ H29	水産庁
木指地区水産業強化支援事業	車止め	L= 295 m	雲仙市 小浜町	雲仙市	H29、H31	水産庁
戸石地区水産業強化支援事業	車止め	L= 121 m	長崎市 牧島町	長崎市	H31	水産庁
為石地区水産業強化支援事業	車止め	L= 100 m	長崎市 為石町	長崎市	H31	水産庁
樺島地区水産業強化支援事業	車止め	L= 86 m	長崎市 野母崎樺島町	長崎県	R2	水産庁
京泊地区港整備交付金	浮棧橋 臨港道路 (道路改良) 橋梁(改良)	N= 1 基 L= 120 m L= (22) N= 3 基	雲仙市 南串山町	雲仙市	H29 ~ R4	水産庁
野母地区港整備交付金	車止め	L= 618 m	長崎市 野母町	長崎県	H27 ~ H30	水産庁
樺島地区港整備交付金	車止め	L= 295 m	長崎市 野母崎樺島町	長崎県	H27 ~ H30	水産庁
たちばな漁港港整備交付金事業	車止め	L= 319 m	長崎市 戸石町	長崎市	R3 ~ R4	水産庁
加津佐漁港港整備交付金事業	車止め	L= 98 m	南島原市 加津佐町	長崎県	R3 ~ R4	水産庁

別表 3 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
海岸保全施設整備事業 (高潮対策)有馬地区	堤防 L= 11 m 樋門 1箇所 排水機場 1箇所	南島原市 南有馬町	長崎県	H17～H22	農林水産省
海岸保全施設整備事業 (高潮対策)有馬2期地区	堤防 L= 2,344 m (1500) 消波 L= 1,519 m	南島原市 南有馬町	長崎県	H23～R3	農林水産省
森林環境保全整備事業	森林整備(人工造林、除間伐等) (2396) 3,018 ha	諫早市 他4市	地方公共団体 森林整備法人 森林組合	R3-R7	林野庁
ふるさと林道緊急整備事業	森林管理道 改良・舗装 1路線 1,646 m	諫早市	諫早市	H14～H16	林野庁
ながさき森林づくり林道整備事業	森林管理道 開設 1路線 1,087 m 森林管理道 改良 (3路線) (4路線) 1路線 988 m 森林管理道 舗装 6路線 6,937 m	諫早市(高来町、小長井町) 南島原市(有家町、西有家町)	諫早市 南島原市	H14～R2	林野庁
治山事業	荒廃した山地の復旧 保安林整備 等	島原市 他4市	長崎県	H16～R7	林野庁
美しい森林づくり基盤整備 交付金	林道の改良 1路線	諫早市	諫早市	R3～R4	林野庁
漁場保全関連特定森林整備 事業	森林整備 荒廃した山地の復旧等	(南島原市 外2市) 諫早市	長崎県	H19～R2	水産庁
雲仙天草国立公園論所原 園地等整備事業	園地(芝生広場、植栽) 1 ha 野営場 2.5 ha	南島原市北有 馬町論所原	長崎県	H14～H16	環境省
多良岳県立公園金泉寺公 衆便所整備事業	公衆便所(トイレ)	諫早市高来町 金泉寺	長崎県	H15	環境省
京泊(南山串)地区水産生 産基盤整備事業	岸壁 L= 183 m 泊地(浚渫) A= 10,450 m ² 用地 A= 4,400 m ² 道路 L= 10 m	雲仙市 南山串山町	雲仙市	R3～R7	水産庁

(注) 上段の括弧書きは、変更前の当初計画等を表す。

別表 4 漁場の保全及び整備に関する事業

事業名	事業概要		事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁	
							特別措置 の適用
長崎南地区特定漁港漁場整備事業	魚礁施設 (有明海地区)	13,531 空m ³		有明海地先	長崎県	水産庁	
	魚礁施設 (諫早湾口)	2,516 空m ³		雲仙市 国見町			
	魚礁施設 (橘湾地区)	7,584 空m ³		橘湾沿岸			
橘湾地区水域環境整備事業	藻場礁着定基 質	4.0 ha		橘湾沿岸	長崎県	H23～H26	水産庁
橘湾地区水産環境整備事業	底質改善工 (堆積物の除去・ 耕うん)	12,170 ha		橘湾地先	長崎県	H29～R2	水産庁
布津地区地域水産物供給基盤整備事業	魚礁施設	7,200 空m ³		南島原市 布津町	布津町漁協 南島原市	H13～H15, H18 ～H20	水産庁
有家地区地域水産物供給基盤整備事業	魚礁施設	1,224 空m ³		南島原市 有家町	南島原市	H15	水産庁
島原地区漁港漁場機能高度化統合事業	魚礁施設	10,134 空m ³		島原市	島原漁協 島原市	H13～H17	水産庁
小長井地区地域水産物供給基盤整備事業	増殖施設 (覆砂)	17 ha		諫早市 小長井町	長崎県	H15～H17	水産庁
瑞穂地区地域水産物供給基盤整備事業	増殖施設 (地質高調整)	14.1 ha		雲仙市 瑞穂町	長崎県	H15～H17	水産庁
国見町地区漁港漁場機能高度化統合事業	増殖施設 (地質高調整、 捨石)	0.4 ha		雲仙市国見 町	長崎県	H15～H17	水産庁
島原深江地区漁場環境保全創造事業	底質改善工 (海底耕耘)	21.4 ha		島原市地先 南島原市 深江町地先	長崎県	H13～H16	水産庁
諫早湾地区漁場環境保全創造事業	底質改善工 (作濤)	8 本		諫早市 小長井町 地先	長崎県	H15～H17	水産庁
深江地区漁場環境保全創造事業	着底基質工 (藻場造成)	0.47 ha		南島原市 深江町地先	南島原市	H15	水産庁
有明海地区漁場環境保全創造事業	底質改善工 (海底耕耘)	148.2 km ²		有明海地先	長崎県	H20～H24	水産庁
長崎南地区特定漁港漁場整備事業	魚礁施設 (橘湾地区)	38,060 空m ³		橘湾沿岸	長崎県	H24～R3	水産庁
	増殖施設 (島原半島南 西)	50 ha		島原半島南 西 地先			
	増殖施設 (長崎南西) 全体計画 50ha	10 ha		長崎市南西 地先(一部 橘湾)			
	増殖施設 (長崎半島南 部)	80 ha		長崎半島南 東 地先			
長崎南地区特定漁港漁場整備事業	魚礁施設 (有明海地区)	15,000 空m ³		有明海沿岸	長崎県	R4～R13	水産庁
	魚礁施設 (橘湾地区)	30,000 空m ³		橘湾沿岸			
	増殖施設 (有明海地区)	30 ha		有明海地先			
	増殖施設 (橘湾地区)	90 ha		橘湾地先			
	底質改善工 (海底耕耘)	6,000 ha		橘湾沿岸			
有明海沿岸地区水産環境整備事業	底質改善工 (海底耕耘)	85 km ²		有明海地先	長崎県	H26～H30	水産庁
有明海沿岸地区水産環境整備事業	底質改善工 (海底耕耘)	85 km ²		有明海地先	長崎県	R2～R6	水産庁
橘湾沿岸地区水域環境保全創造事業 (農山漁村地域整備交付金事業)	底質改善工 (堆積物の除 去)	12 km ²		橘湾地先 (雲仙市地 先)	雲仙市	H26	水産庁

(注) 上段の括弧書きは、変更前の当初計画等を表す。

別表 5 漁業関連施設の整備に関する事業

事業名	事業概要		事業実施箇所	事業主体	事業期間(予定)	所管省庁
	主要工種	数量 単位				
漁業経営構造改善事業	漁業用作業保管施設 (クルマエビ出荷施設)	16 t/年	南島原市 深江町	南島原市	H15	水産庁
漁業経営構造改善事業	漁業用作業保管施設 (漁具倉庫)	252 m ²	南島原市 布津町	布津町漁協	H15	水産庁
漁業経営構造改善事業	水産物荷捌施設 (鉄骨平屋)	192 m ²	南島原市 西有家町	南島原市	H15	水産庁
漁業経営構造改善事業	海水処理施設(閉鎖循環式海水濾過設備)		島原市	島原市	H16	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち経営構造改善目標	水産物荷捌施設 (鉄骨平屋)	448 m ²	諫早市 小長井町	小長井町漁協	H17	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち経営構造改善目標	女性等活動拠点施設 (商品開発研究・会議研修室)	235 m ²	諫早市 小長井町	小長井町漁協	H17	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち経営構造改善目標	水産鮮度保持施設 (製氷・貯氷)	2 t/日	南島原市 加津佐町	島原半島南部漁協	H20	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち経営構造改善目標	水産物荷捌施設 (鉄骨平屋)	216 m ²	長崎市 戸石町	長崎市 たちばな漁協	H20	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち経営構造改善目標	漁船保全修理施設 (台車・ウインチ小屋)	3 線	諫早市 有喜町	橋湾中央漁協	H21	水産庁
産地水産業強化支援事業	水産鮮度保持施設 (製氷・貯氷)	3 t/日	長崎市 戸石町	長崎市 たちばな漁協	H25	水産庁
産地水産業強化支援事業	漁船保全修理施設 (軌条・台車・転倒防止装置)	2 線	南島原市 加津佐町	島原半島南部漁協	H26	水産庁
産地水産業強化支援事業	水産物荷捌施設 (鉄骨平屋)	108 m ²	南島原市 南有馬町	島原半島南部漁協	H26	水産庁
産地水産業強化支援事業	燃油補給施設 (10KLタンク・自動給油機)	1 基	島原市 有明町	有明漁協	H27	水産庁
水産業強化支援事業	漁業作業軽劣化機能整備 (ホイストクレーン)	2 トン吊	長崎市 戸石町	長崎市 たちばな漁協	H29	水産庁
水産業競争力強化緊急施設整備事業	鮮度保持施設 (製氷・貯氷施設、冷凍庫)	製氷 3.5t 貯氷 10t 冷凍庫 140t	長崎市 脇岬町	野母崎 三和漁協	H29 H30繰越	水産庁

別表 5 漁業関連施設の整備に関する事業

事業名	事業概要		事業実施箇所	事業主体	事業期間(予定)	所管省庁
	主要工種	数量 単位				
水産業競争力強化緊急施設整備事業	作業保管施設・鮮度保持施設 倉庫および冷凍庫の整備		諫早市 小長井町	諫早湾漁業協同組合	R3	水産庁
水産業強化支援事業	鮮度保持施設 (製氷・貯氷施設)	製氷 1t 貯氷 3t	南島原市 深江町	深江町漁協	H31	水産庁
新世紀水産業育成事業(県単)等	水産加工販売施設、 養殖施設 等		有明海沿岸	市、漁協、 県漁連	H14～H22	-
新生水産県ながさき総合支援事業(県単)等	水産加工販売施設、 養殖施設 等		有明海沿岸	市、漁協、 県漁連	H23～H26	-
新水産業収益性向上・活性化支援事業(県単)等	水産加工販売施設、 養殖施設 等		有明海沿岸	市、漁協、 県漁連	H27～H29	-
新水産業経営力強化支援事業(県単)	水産加工販売施設、 養殖施設 等		有明海沿岸	市、漁協、 県漁連	(H30～) H30～R2	-
水産業競争力強化緊急施設整備事業	荷さばき施設		諫早市 小長井町	小長井町 漁協	R1 R2繰越	水産庁
水産業競争力強化緊急施設整備事業	漁船保全修理施設		雲仙市 京泊	雲仙市	R1 R2繰越	水産庁
成長産業化のための養殖産地育成事業	養殖施設の整備等		有明海、橘 湾沿海	漁協等	H31～R3	-
持続可能な新水産業創造事業	水産加工販売施設、 養殖施設 等		有明海沿岸	市、漁協、 県漁連	R3～	-
ながさき型マーケット・イン養殖産地育成事業	養殖施設の整備等		有明海、橘 湾沿海	漁協等	R4～R6	-

(注) 上段の括弧書きは、変更前の当初計画等を表す。

別表 6 その他海域環境の保全及び整備に関し今後国・県で協議の上実施を検討する事業

事業概要	事業実施箇所
着定基質工	有明海沿岸
リサイクル品や天然素材(間伐材、貝殻等)を用いた魚礁設置	有明海沿岸
小規模藻場造成 沈船魚礁 等	有明海沿岸
承水路整備 (作濜)	諫早市小長井町沖
覆砂	(諫早市小長井町沖及び 雲仙市瑞穂町沖) 諫早市小長井町沖、雲仙市瑞穂町沖、 雲仙市国見町沖
潮流制御施設 (潮流制御ブロック)	諫早市小長井町沖
大型魚礁整備	雲仙市国見町沖

(注) 上段の括弧書きは、変更前の当初計画等を表す。